

美作市立美作北小学校 いじめ防止基本方針

いじめに関する現状と課題
・本校で昨年度認知したいじめは、嫌なことを言ったりしったりする心ない言動などによるものであった。これらについては継続的に観察・指導を行うことで解消を確認している。 ・現在は、生徒指導部から学期に一回「学校生活についてのアンケート」により児童の実態把握と対応を行い、未然防止及び教育相談の充実、さらには課題のある児童への対応についてケース会議等を行い、対応している。 ・未然防止の取組をさらに推進していくことや、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・学校をあげた横断的な取組を推進するために、生徒指導サポート会議(いじめ対策委員会)には、生徒指導主事を中心として特別支援教育コーディネーター、保健主事も参画し、それぞれの立場からの実質的ないじめ問題の解決のための取組を行う。必要に応じてSSWやSCと連携する。 ・児童の実態調査を行い、その結果を基に校内研修や保護者へも情報モラル等ついでの啓発を行っていく。 ・各学級で自己有用感や充実感が感じられる仲間づくり、集団づくりを図っていく。 ・学期に一回「学校生活についてのアンケート」を行い、教育相談を充実していく。また、得られた情報は教職員間で共有を図る。 <重点となる取組> ・いじめにつての認識、その適切な対応についての教職員研修を1学期中に実施する。 ・児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修や地区懇談会を活用しいじめ問題について意見交換し、取組の改善に生かす。 ・学校評議員の協力を得て、地域での子ども様子をうかがい、見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。	生徒指導サポート会議(いじめ対策委員会) <サポート会議の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の実行・検証・修正の中核、窓口相談、発生したいじめの事案への対応 <サポート会議の開催時期> ・随時 <サポート会議の内容の教職員への伝達> ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は、朝礼等で伝達。 <構成メンバー> ・校外 PTA会長、カウンセラー等 ・校内 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、保健主事、養護教諭、学級担任、SC 全 教 職 員	<連携機関名> ・市教委、育成センター <連携の内容> ・ネットパトロールによる監視、SSWの派遣 ・定期的な情報交換 ・SCによる教育相談 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・美作警察署 <連携の内容> ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換 <学校側の窓口> ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① いじめの防止	(教員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。 (児童会活動) ・いじめについて考える週間において児童会が中心になって、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する学習の機会を設ける。
② 早期発見	(実態把握) ・トラブルが起こった場合は、まずいじめを疑い対応する。 ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、学期ごとの教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 また、軽微なものであっても積極的にいじめと認知することで早期対応につなげていく。 (相談体制の確立) ・スクールカウンセラーを児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行為があった場合、5W1Hに基づき、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、学校だより等で家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、生徒指導サポート会議(いじめ対策委員会)を開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。